

⑪「近未来技術」国家戦略特区等にかかる検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
区域30-003-02	福岡市	シェア型電動キックボードに係る規制緩和	<p>【現状】 海外では、「ラストワンマイル」の移動手段として、シェア型電動キックボードが普及している。 一方で、日本では、現行法令に適切な枠組みがないため、過剰な規制が原因で普及していない。</p> <p>【課題】 電動キックボードは安全性では自転車と同等以上の安全で手軽な乗り物であるにも関わらず、現行法令では「原動機付自転車」に分類され、過剰な保安基準のほか、車道走行、ヘルメット着用、ナンバープレートの取得、免許保有などが義務付けられている。</p> <p>【提案内容】 シェア型電動キックボードに係る保安基準や義務については、自転車と同等まで緩和する。</p>	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)において、「原動機付自転車」に分類される。</p>	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項 等</p>	<p>シェア型電動キックボードを「自転車」をみなす。</p>	<p>警察庁 国土交通省</p>	<p>電動アシスト自転車にあっては、原動機のみで自走せず、一般の自転車と運転特性等が同一とされる程度の補助力が働く等の内閣府令で定める基準に該当するものに限って、道路交通法上、自転車として取り扱われています。</p> <p>一方、電動キックボードは原動機のみで高速で自走するものであり、一般の自転車とは運転特性等が異なるものと考えられますので、自転車として取り扱うことは困難であると考えています。</p> <p>また、道路運送車両の保安基準は、自動車及び原動機付自転車の安全・環境基準として、最低限の基準を定めたものです。保安基準においては、自動車等の大きさ、構造等によって種別を分類し、それぞれの分類について最高速度等の走行性能等に応じて基準を定めています。例えば最高速度20キロメートル毎時未満の原動機付自転車については、尾灯の装備の基準等を適用しないこととしています。</p> <p>なお、電動キックボードをはじめとする新たなモビリティに係る交通ルール等の在り方については、現在、警察庁の有識者検討会において既存のルールの変更も視野に幅広く検討を進めているところです。</p>